

作成日 2024/03/05

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	ポリマジック
供給者の会社名称	株式会社本荘興産
住所	岡山県倉敷市児島塩生 2764
電話番号	086-475-0950
FAX番号	086-475-0952
推奨用途	自動車ボディ用鉄粉取り剤

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H226 引火性液体及び蒸気 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
(P303+P361+P353)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄
内容物/容器を国または都道府県の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
化学名又は一般名

混合物
パテ

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
重合油	10～15%	非開示	非公開	非公開	非公開
鋳物質充填材	80～90%	非開示	非公開	非公開	非公開
結晶質シリカ	0.3～0.5%	SiO ₂	(1)-548	既存	14808-60-7
酸化チタン	0.2～0.3%	TiO ₂	(1)-558, (5)-5225	既存	13463-67-7
キシレン	0.1～0.2%	C ₈ H ₁₀	(3)-3, (3)-60	既存	1330-20-7
ミネラルスピリット等	5.0～10%	非開示	非開示	非開示	64742-47-8等
流動パラフィン	0.1～0.2%	非開示	非開示	非開示	8042-47-5

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

キシレン(法令指定番号:136)(0.1～0.2%)
ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)(法令指定番号:551)(＜10%)

結晶質シリカ(法令指定番号:165の2)(0.3～0.5%)

鋳油(法令指定番号:168)(0.1～0.2%)

酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)(0.2～0.3%)

灯油(法令指定番号:380)(＜10%)

安衛則第577条の2第3項に規定するがん原性物質(安衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第371号)

結晶質シリカ(石英)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

皮膚を速やかに洗浄すること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

無理に吐かせないこと。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤、砂。

使ってはならない消火剤

棒状注水。

火災時の特有の危険有害性

蒸気は空気と爆発性混合気を形成するおそれがある。
蒸気は着火源に進行して逆火することがある。

特有の消火方法	火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火作業は風上に立って、分解ガスを吸入しないように心掛ける。 状況に応じて保護具(呼吸用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等)を着用し、当該物の吸入や直接接触を避ける。	
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		
6. 漏出時の措置	風上に留まる。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。 不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 滑らかな滑りやすい表面を床上に形成するので、完全に取除くこと。	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		
環境に対する注意事項		
封じ込め及び浄化の方法及び機材		
二次災害の防止策		
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 眼、皮膚との接触を避けること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 吸入、飲み込みをしないこと。 換気の良い場所で取り扱うこと。 高温、直射日光を避ける。 環境への放出を避けること。
	接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 必要な個人用保護機器を使用すること。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
二酸化ケイ素	未設定	【粉塵許容濃度】 (吸入性結晶質シリカ) 0.03mg/m ³	TWA 0.025 mg/m ³ (R), STEL -
酸化チタン(IV)	未設定	0.3mg/m ³ ;【暫定値】 総粉塵 2mg/m ³ 吸入性粉塵 1.5mg/m ³	TWA 10 mg/m ³ , STEL -
工業用キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸用保護具
手の保護具
眼、顔面の保護具

必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。
適切な保護手袋を着用すること。
適切な眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

必要に応じて個人用の保護衣を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

形状

粘性液状

色

データなし

臭い

データなし

融点／凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

>160℃

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界
／可燃限界

下限
上限

>1%

>7%

引火点

>43℃

自然発火点

>238℃

分解温度

データなし

pH

該当しない

動粘性率

データなし

溶解度

水に不溶、トルエン・ヘキサンに懸濁分散する。

n-オクタノール／水分配係数

該当しない

蒸気圧

データなし

密度及び／又は相対密度

1.9～2.0 g/cm³

相対ガス密度

該当しない

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

常温・常圧、密閉状態であれば安定。

化学的安定性

通常取り扱いであれば安定。

危険有害反応可能性

強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

避けるべき条件

混触危険物質との接触。

混触危険物質

ハロゲン類、強酸類類、アルカリ類、酸化性物質。

危険有害な分解生成物

燃焼すると、有害ガス(一酸化炭素、亜硫酸ガス等)が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性
皮膚腐食性／刺激性
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性

データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
含有する結晶質シリカは、粉じんの吸入ばく露により、がんの発症リスクが増加するのは十分な証拠があるため、0.1%以上の含有で区分1に分類されるが、本製品は粉じんの吸入は考えられないため、分類できないとした。

生殖毒性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

混合物の成分の区分2の濃度合計が2.5%以上25%未満のため水生環境有害性 短期(急性)－区分3とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

混合物の成分の区分2の濃度合計が2.5%以上25%未満のため水生環境有害性 長期(慢性)－区分3とした。

生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

データなし
データなし
データなし
データなし
モントリオール議定書の附属書に記載されている物質の含有無し。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Name

PAINT RELATED MATERIAL

Class

3

Packing Group

III

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Name

PAINT RELATED MATERIAL

Class

3

Packing Group

III

国内規制

陸上規制

該当しない

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1263

	品名	塗料関連物質
	国連分類	3
	容器等級	Ⅲ
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料関連物質
	国連分類	3
	等級	Ⅲ
特別の安全対策		移送時にイエローカードの保持が推奨される。
緊急時応急措置指針番号		128
15. 適用法令		
労働安全衛生法		第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒 予防規則第1条第1項第5号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1 項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、 施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) ・キシレン(法令指定番号:136)(0.1~0.2%) ・ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピ リット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。) (法令指定番号:551)(<10%) ・結晶質シリカ(法令指定番号:165の2)(0.3~0.5%) ・鉱油(法令指定番号:168)(0.1~0.2%) ・酸化チタン(Ⅳ)(法令指定番号:191)(0.2~0.3%) ・灯油(法令指定番号:380)(<10%) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第 2項、施行令第22条第1項) 安衛則第577条の2第3項に規定するがん原性物質(安 衛則第577条の2第3項、令和4年12月26日告示第37 1号) ・結晶質シリカ(石英) 非該当 非該当
毒物及び劇物取締法		
化学物質排出把握管理促進 法(PRTR法)		優先評価化学物質(法第2条第5項) 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央 環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府 県への通達)
化審法		
水質汚濁防止法		
消防法		
悪臭防止法		
大気汚染防止法		
外国為替及び外国貿易法		
船舶安全法		
航空法		
港則法		
労働基準法		輸出貿易管理令別表第1の16の項 引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則 第12条、危険物の種類を定める告示別表) 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表 第1の2第4号1) がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条 別表第1の2第7号)

16. その他の情報 その他

本資料に含まれる特性値等は、代表値であり、品質保証値ではありません。危険有害性の評価は、現時点で入手できる資料、情報、データなどに基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので取扱いには十分注意下さい。

注意事項については、通常の実用性を対象としたものであり、特殊な取扱いの場合は想定しておりません。関連諸法規の規制を順守し、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。全ての化学製品には未知の危険性・有害性がありますので、御使用各位の責任において、取扱いには十分注意頂きます様、お願い申し上げます。

本様式はJIS Z 7253:2019 に依るものです。